

## 離職された方の

### 国民年金の手続き

町民課 内線216

#### 加入手続きは？

国民年金制度は、20歳から60歳までの全ての方が加入し、保険料を納め、みんな支え合う制度です。

大半の方は、会社に勤めているときは厚生年金保険に加入していますが、会社を退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になります。

国民年金第1号被保険者になった場合、「国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届」に年金手帳を添えて、鬼北町役場町民課または宇和島年金事務所に提出ください。

※第3号被保険者についても次のいずれかに該当する場合は、第1号被保険者となりますので、前記と同様の手続きが必要となります。

○第2号被保険者が会社を離職したとき、又は65歳になったとき。

○収入が130万円以上となるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき。

#### 離職（失業）による

#### 保険料免除をご存知ですか？

国民年金保険料には、保険料免除制度があります。申請して承認されることによって、全額または一部（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の保険料が免除されます。免除の承認は、被保険者・配偶者及び世帯主の前年の所得を基準に決定されることとなっていますが、失業等により現在収入がない場合は、特例により認められる場合があります。年金手帳、印鑑及び失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証等をご持参のうえ、鬼北町役場町民課で免除申請をしてください。

なお、保険料が免除された期間は、将来年金額を計算する際に一定の割合で、算入されることとなります。

#### 問い合わせ

宇和島年金事務所  
☎22・5440  
ねんきんダイヤル  
0570・05・1165  
IP電話・PHSからは、03・6700・1165

## その点検、本当に必要？

産業課 内線263

#### 点検商法の手口と被害

点検商法は、点検と称して突然訪問し、「住宅の床下点検、今だけ無料。」などと点検した後、「このままでは危ない」と不安をあおり、商品やサービスの契約をさせる商法です。

点検商法では、床下換気扇や浄水器、シロアリ駆除などさまざまな商品の購入を勧めます。特に高齢者は業者に勧められるままに契約し、結果的に契約金額が高額になることもあり注意が必要です。

**被害にあわないために**

- ・業者の突然の訪問には毅然とした態度ではっきり断りましょう。
- ・不安をあおられても、その場ですぐに契約せず、家族や周りの人に相談しましょう。
- ・契約金額が高額になる場合は、複数の業者から見積もりを取って慎重に判断しましょう。
- ・もし契約してしまったら、訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリングオフができません。

・高齢者に対しては、通常必要とされる量を著しく超える商品等の購入契約をしていないか、家族や周りの方で確認しましょう。

#### 過量販売の解除について

これまでは、点検商法などで大量に商品を買わされたことだけを理由として、契約を解除することはできませんでした。しかし、不当な勧誘による過量販売の被害は問題とされていたところでした。

そこで、平成21年12月に施行された改正特定商取引法では、訪問販売での過量販売に関しては、契約後1年間は契約を解除することができるようになりました。

点検商法など高齢者をターゲットにした悪質な訪問販売に関して、何か不安なことがありますら、次の相談窓口までご相談下さい。

#### 消費生活に関する相談窓口

役場産業課 商工観光係  
☎45・1111 内線・263  
愛媛県消費生活センター  
☎089・925・3700